## 高知広域都市計画地区計画の変更 (南国市決定)

都市計画 南国日章産業団地地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

	名 称	南国日章産業団地地区計画
	位置	南国市立田、田村、物部の各一部
	面積	約 16.1ha
区	地区計画の目標	本地区は、南国市の中心市街地より東方約3㎞に位置し、香長平野の緑豊
域		かな自然環境に恵まれるとともに、県道高知空港線を介して高規格幹線道路
の		高知東部自動車道の高知龍馬空港ICや高知龍馬空港へアクセスも容易で
整		ある。
備		高知広域都市計画区域の市街化調整区域にある本地区は、緑豊かな自然環
•		境を保全しつつ、都市のいたずらな拡散を防ぎ、地区計画を策定し、産業団
開		地の開発をすることにより、雇用の場と地域経済の活性化を図る。
発		当該地区計画は、上記開発趣旨に沿った建築物等の規制誘導を積極的に推
及		進することにより、周辺環境と調和を図りながら、産業団地としてふさわし
び		い環境と良好な景観を形成かつ保全していくことを目標とする。
保		
全	土地利用の方針	本地区は、工業及び工業関連施設の立地を図るとともに、安全で快適な空
$\mathcal{O}$		間を備え、周辺の環境と調和した良好な産業団地の形成・保全のための土地
方		利用を図る。
針		用途については、「市街化調整区域における地区計画の策定の指針につい
		て」(高知県都市計画課)で明示する地区計画の類型「大規模非住居型」の
		とおりとする。
	地区施設の整備	本地区において整備される道路、緑地等の地区施設は、今後ともその機能
	方針	が損なわれないように維持、保全を図る。
	建築物等の整備	1. 地区計画の目的及び土地利用の方針に基づき、次に掲げる事項について、
	方針	必要な基準を定める。
		(1) 良好な産業団地としての環境を保全するため、建築物等の用途の制限
		を定める。
		(2)安全で快適な空間を備えた産業団地を形成するため、敷地面積の最
		低限度及び壁面の位置の制限を定める。
		(3)周辺の環境と調和した良好な景観を形成するため、建築物等の形態
		又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。
		2.周辺の環境を損なわないよう敷地境界法面の利用及び敷地地盤高の変更
		は行わないこと。
		3. 地下水の取水は禁止する。

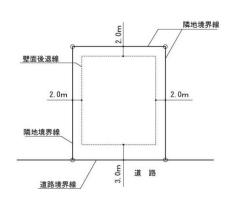
地区	地区施設の配置及び規模		緑地	約13,500㎡
整備計画			道路	幹線道路 幅員12.0m延長:約390m区画道路 幅員8.5m延長:約220m区画道路 幅員6.0m延長:約300m
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	(な公(((((((((((((((((((((((((((((((((((	数習所 ヤン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券 也これらに類するもの ケボックスその他これらに類するもの 央画館、演劇場又は観覧場 レー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに
		敷地面積の 最低限度	•	(同一事業者が建築物を建築する場合は、用途上可分なも 一つの敷地にあるものとする。)

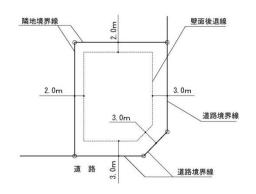
壁面の位置の制限

建築物の外壁又はこれに代わる柱面から道路境界線又は隣地境界線まで の距離は、次に定めるとおりとする。ただし、既存の建築物においてはこの 限りではない。

- (1) 道路境界線までの距離は3mとする。
- (2) 隣地境界線までの距離は2m以上、公園、緑地あるいは河川、水路等との境界線までの距離は3m以上とする。(法面を有する敷地境界線の部分については、隣地境界線までの距離は2m以上、道路、公園、緑地あるいは河川、水路等との境界線までの距離は3m以上とし、かつ法肩から1m以上とする。)ただし、地盤面下に設ける建築物等については、この限りではない。

## 【壁面後退の位置】

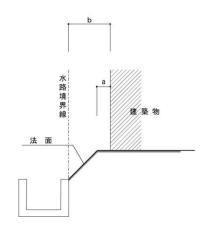


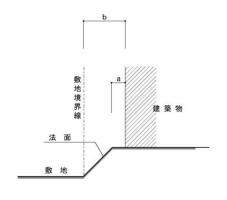


## 【法面を有する敷地の場合】

a ≧ 1.0mかつ b ≧ 3.0m







匠の制限 避け、周辺の環境と調和した落ち着きのある色調とする。	垣又は柵構造の制	
	形態又は	は意 (1) 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原則として原色を 避け、周辺の環境と調和した落ち着きのある色調とする。 (2) 敷地内に設置する屋外広告物は、形状、色彩、意匠その他表示の方法 が美観風致を害さないものとし、次に定めるとおりとする。 ア 自己の用に供するものであること。

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由

本地区は、交通アクセスの良い新たな産業団地として、地区施設の整備を含め良好な操業環境の確保を目指した開発を予定している地区であり、この開発の目的に沿い、周辺環境と調和の取れた土地利用を進めるとともに、産業団地として適正な建築物等の規制誘導を図るため、地区計画を定めるものである。